

町と地域と人を結ぶ広報誌

# 広報 なちかつうら

Public Relations Magazine of Nachikatsuura Town

2020

# 12

No.360



## 特集

### 昭 和 東 南 海 ・ 南 海 地 震 ご 存 知 で す か ？ 〜 地 震 ・ 津 波 対 策 に つ い て 〜

#### Contents

- P 2 - 3 特集：ご存知ですか？昭和東南海・南海地震
- P 4 - 5 暮らしの情報
- P 6 子育てだより
- P 7 町立病院だより「いやしの音」
- P 8 図書館だより
- P 9-11 お知らせ瓦版 WIDE
- P12-13 人権作文・人権標語・人権の詩
- P14-15 税・保険料の減免・猶予について
- P 16 写真ニュース 他

表紙：電子黒板を使った防災学習の様子(市野々小学校)  
写真提供：熊野新聞社

# 特集 ご存じですか？ 昭和東南海・南海地震 、地震・津波対策について、



昭和25年3月に建立された「大津浪記念之碑」(天満天神社付近)



昭和東南海地震(昭和19年)の被害状況(桜道踏切付近)

当地方では度々大きな地震が発生し、大きな被害を受けてきました。近年本町において発生した大きな地震・津波災害として昭和19年12月の昭和東南海地震、昭和21年12月の昭和南海地震があります。今回はこれらの地震を振り返りながら、本町の地震・津波対策をご紹介します。

## 近世以降に当地方で発生した大きな地震

発生日	地震の名称	地震の規模(推定)	推定震度	備考
宝永4年10月4日 (1707年10月28日)	宝永地震	M8.6~8.4	熊野地方震度6	房総半島から九州に至る太平洋沿岸に大津波が発生。
嘉永7年11月4日 (1854年12月23日)	安政東海地震	M8.4	熊野地方震度5	房総半島から土佐まで大津波が発生。
嘉永7年11月5日 (1854年12月24日)	安政南海地震	M8.4	熊野地方震度6	紀伊半島から九州に至る太平洋沿岸に津波が発生。「稲むらの火」のエピソードが有名
昭和19年(1944年) 12月7日	昭和東南海地震	M7.9	熊野地方震度5	静岡、愛知、三重などに大津波が発生。本町では津波高約5m(天満)
昭和21年(1946年) 12月21日	昭和南海地震	M8.0	熊野地方震度6	静岡県から九州に至る太平洋沿岸に津波が発生。本町では津波高約3m(勝浦)

### 昭和東南海地震について

昭和19年(1944年)12月7日13時36分頃、熊野灘尾鷲市約20km沖で発生し、地震の規模はM7.9と推定されています。三重・愛知・静岡の三県を中心に大きな被害を受け、死者・行方不明者は1200名に及びました。

熊野灘沿岸は、発震10~20分で3~5mの津波に見舞われ、本町では旧那智町と旧勝浦町で大きな被害を受けました。

旧那智町の被害はほとんどが天満に集中し、天満駅と勝浦駅の間が5mの津波に襲われました。堤防は2か所で延長20mにわたって決壊し、鉄道線路は勝浦~天満駅の間でほとんどが海と反対側へ押し流されました(上記写真参照)。

勝浦湾では湾内の水面が漸次ふくれ上がり、湾に面した民家は一時床上浸水しましたが、水はすぐに引きました。しかし、天満を襲った大津波が勝浦の背後から襲ったため、この方面で多くの方が犠牲になりました。

この災害により、本町では死者33名、行方不明者4名(いずれも旧那智町、旧勝浦町の住民の方)のほか、地震による全壊家屋が35戸、津波による流失家屋が218戸、浸水家屋が約1200戸、罹災者が約5700名にも及ぶ大きな災害となりました。

### 昭和南海地震について

昭和東南海地震から2年経過した昭和21年(1946年)12月21日午前4時19分頃、潮岬南南西約50kmの沖合で発生しました。地震の規模はM8.0でした。

津波の第1波は地震発生の数分後には早くも県南部の海岸を襲い、大波は少なくとも3回以上ありました。特に多くの場所第3波が最も大きかったようです。那智勝浦町も約3mの津波に襲われ、沿岸部の家屋では浸水被害を受け、また、道路や農地のひび割れ、石垣の崩壊などの被害がありました。幸い人的被害は出ませんでした。

この津波の被害では、県内では新庄村(現田辺市)が最もひどく、文里港に貯蔵していた材木が流出し市街地を襲い大きな被害を受けました。また、新宮市中部では地震発生後の火災により約2千戸が焼失しました。

### 地域の災害を知ること、防災意識を高めましょう

昭和東南海・南海地震から70年が経過し、当時の体験者も高齢となり、直接お聞きすることが困難になってきていることから、県において「災害文化伝承」事業として、昭和の東南海・南海地震体験者から体験談を

## 防災・減災に向けた町などの取り組み

那智勝浦町では、今後予想される地震とそれに伴う津波災害に備え、避難困難区域の解消をはじめ、防災機能を有する施設の高台移転など数々の取り組みを進めています。これらの主な取り組みをご紹介します。

### 防災行政無線放送のデジタル化

災害時の情報伝達手段のひとつである、防災行政無線設備の電波方式をアナログ方式からデジタル方式に変更する事業に着手しています。また、戸別受信機の更改もあわせて実施しています。



↑戸別受信機  
防災行政無線設備（子局）→

### 消防・防災センター建設



現在の消防本部庁舎は、施設の老朽化とともに、南海トラフ大地震の津波浸水想定区域内にあり、発災直後の消防・救助活動に支障がでる恐れがあることから、天満地区内駿田山の高台に移設するべく、令和3年度末の完成を目指し工事を進めています。

### 津波避難タワーの設置



「3連動地震」で想定される津波の到達時間までに浸水域外の高台や浸水域内の津波避難ビル等に避難することが困難な地域において、緊急避難できるタワーの建設を進めています。

#### 津波避難タワー等の整備状況

下里天満地区津波避難タワー	平成21年度完成
二河地区津波避難タワー	平成27年度完成
下里地区津波避難タワー	平成28年度完成
湊地区津波避難タワー	平成30年度完成
里地区津波避難タワー	令和2年度完成予定
天満地区津波避難タワー	令和2年度完成予定
天満倉庫（屋上避難施設）	令和元年度完成
体育文化会館外階段	令和2年度完成予定

那智勝浦町では、津波避難タワー等の施設の整備のほか、地域の防災活動の支援のため、自主防災組織に対する補助金等の支援を実施しています。

また、各家庭に対しましても、発災後速やかに避難できるよう住家の耐震化に向けた支援等も行っています。

防災関係の支援制度についてご質問がありましたら、総務課防災対策室（☎29-7121）までご連絡ください。

### ブロック塀等撤去・改善事業補助制度

道路に面したブロック塀について、撤去に要する費用または撤去後にフェンスや生垣等を設置する費用の一部を補助します。

### 感震ブレーカー等購入費補助制度

地震による揺れに伴う電気機器からの出火や、通電火災の防止のため、高齢者世帯等の住宅に感震ブレーカー等を設置する際の購入費用の一部を補助します。

## ご活用ください！防災関係支援制度

### 住宅耐震化補助制度

#### 住宅耐震診断事業

平成12年5月31日以前に着工された木造住宅または昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅等の耐震診断の費用の一部または全額を補助します。

#### 住宅耐震改修事業

耐震診断で評点が1.0未満と診断された木造住宅もしくはIS値が0.6未満またはq値が1.0未満の非木造住宅に対する耐震設計や工事費用の一部を補助します。

#### 耐震ベッド・耐震シェルター設置工事補助金

住宅の上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅において耐震ベッド・耐震シェルターを設置する場合にその費用の一部を補助します。

これらの補助金については、詳細な補助要件があるほか、着手前に現地確認が必要な場合がありますので、総務課防災対策室までご相談いただきますようお願いいたします。

とりまとめ、インターネット上に掲載しています。  
太平洋に面する当地方は昔から地震・津波の被害を繰り返し受けてきたことを念頭に置き、被害の軽減のため、先人の経験や教訓を傳承し、防災意識を高めていくことが大切です。

過去の経験を知り、防災意識をたかめることも大切ですが、9年前の東日本大震災のように、経験したことのない大きな災害が発生する場合があります。

特に、今後予想される南海トラフの大地震においては、昭和東南海・南海地震の規模を上回る可能性があるとされていることから、万が一地震・津波が発生した場合は、過去の被害などにとらわれることなく速やかな避難行動をとる必要があります。

また、災害は地震・津波だけではなく、有事に備え非常食や水などの備蓄や非常持ち出し袋の用意、自宅や勤務先における緊急避難場所や避難経路の確認などをし、普段から災害に対する備えをしておきましょう。

想定にとらわれない避難行動と災害に対する備えを

県ホームページ  
（災害文化の傳承（東南海・南海地震体験談）  
はこちらから



# 暮らし の情報

役場お問い合わせ先（市外局番0735）

代表電話 ☎ 52-0555（代）

※各課へのお問い合わせは下記  
の直通電話をご利用下さい。

総務課（総務係） 52-4811  
（防災対策室） 29-7121

会計課 52-7801

住民課（戸籍住民係） 29-2003  
（保険年金係） 52-0558

（環境係） 52-0559

税務課（課税係） 52-1094  
（収納係） 52-1095

福祉課（健康対策係） 52-2934  
（福祉厚生係） 52-2945

（児童係） 52-2946  
（介護保険係） 29-7039

包括支援センター 52-0611

子育て世代包括支援センター 29-7215

観光企画課（観光商工係） 52-2131  
（企画係） 29-2007

農林水産課 29-4455

農業委員会 29-7134

建設課 52-0560

議会事務局 52-0938

出先機関等電話番号（市外局番0735）

役場宇久井出張所 54-0010

役場色川出張所 56-0101

役場太田出張所 57-0201

役場下里出張所 58-0002

水道事業所 52-9495

クリーンセンター 52-4564

町民センター 52-1170

体育文化会館 52-2340

町立温泉病院 52-1055

教育委員会 52-4686

町立図書館 52-5955

消防本部 52-4900

防災行政無線放送電話応答サービス

**(0735) 52-0667**

防災行政無線放送を電話で聞くことができます。

防災行政無線放送  
メール配信サービス  
はこちらから



## 「那智勝浦まちなか商品券」の 使い忘れにご注意ください

那智勝浦まちなか商品券の有効期  
限は、**12月31日（木）**までとなつて  
います。

有効期限以降は一切ご利用いただ  
けませんので、お手元に使い忘れが  
ないかをご確認くださいませようお  
願いします。

## 【お問い合わせ先】

観光企画課観光商工係

☎（0735）52・2131

## 地籍調査について

土地は、国民のための限られた貴  
重な資源です。

将来の子供たちのため、明日の豊  
かな暮らしのためにも土地の有効利  
用が大切です。

土地の有効利用の実現のために

は、国や地方公共団体が出来る限り  
の取組を行うことはもちろんですが、  
何よりも土地施策への皆様のご理解  
とご協力が不可欠です。

本町では、**11月以降**狗子ノ川地区  
の一部及び宇久井地区の一部で地籍  
調査の現地立会を予定していますの  
で、ご協力をよろしく願います。

## 《地籍調査のメリット》

- ・土地の境界が明確になるため、土  
地取引等を行う際のトラブルを未  
然に防ぐことができます。
- ・公共事業など都市再生事業を実施  
しやすくなります。
- ・災害復旧事業が迅速に実施できま  
す。
- ・合筆・分筆等土地を整理すること  
ができ、財産管理がしやすくなり  
ます。

## 【お問い合わせ先】

建設課地籍調査室

☎（0735）52・0560

## ヘルプマークを知っていますか？

ヘルプマークは、義足や人工関節  
を使用している方、内部障がいや難  
病の方、または妊娠初期の方など、  
援助や配慮を必要としていることが  
外見からは分からない方が、周囲の  
方に配慮を必要としていることを知  
らせることで、援助を得やすくなる  
ためのマークです。

ヘルプマークを身に着けた方を見  
かけたときは、電車内で席をゆずる、  
困っているようであれば声をかける  
等、思いやりのある行動をお願いし  
ます。



## 【お問い合わせ先】

福祉課 福祉厚生係

☎（0735）52・2945

## 「町民限定プレミアム宿泊・お食事券」 の有効期限を延長します

プレミアム宿泊・お食事券の有効  
期限を12月31日までとしていた  
が、施設によりましては、年末にか  
けて予約が大変取りづらい状況とな  
っております。

このことを考慮し、**有効期限を令  
和3年2月28日まで延長いたします。**  
なお、未使用分の返金等には応じら  
れませんので、お早めにご利用くだ  
さい。

また、有効期限は延長しますが、  
新たなプレミアム宿泊・お食事券の  
発行はいたしませんので、ご了承く  
ださいませよう願います。

## 【お問い合わせ先】

（一社）那智勝浦観光機構

☎（0735）52・6153

文化協会創立20周年記念事業  
記念誌を発行しました

那智勝浦町文化協会では、創立20周年記念事業文化講演会記念誌「下里古墳からわかること」を発行いたしました。  
記念誌は町立図書館や役場ホームページにてご覧いただけます。



記念誌の閲覧は  
コチラから

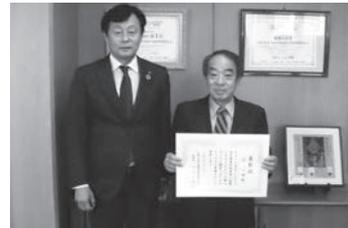


12月3日～9日は  
「障がい者週間」です

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設けられています。

令和2年度和歌山県国民健康保険団体  
連合会表彰の伝達式が行われました

国民健康保険功労者として岸三雄さんが和歌山県国民健康保険連合会から表彰され、その表彰状の伝達式が行われました。  
岸さんは、本町国民健康保険



事業の運営に関する協議会の委員として平成21年4月に就任され、保険医代表委員として国保制度を認識、専門的な知識のもと被保険者と保険者の両立場に立ち国民健康保険事業運営にご尽力いただいております。  
永年にわたる功績と引き続き委員としてご尽力いただいていることに對しまして受賞されました。

## 1月 資金繰り相談窓口 (事業者向け)

日時：令和3年1月7日(木)  
9時～12時  
13時～17時  
場所：役場2階 第2会議室  
お問い合わせ先：  
観光企画課観光商工係  
☎ 0735-52-2131

新型コロナウイルス感染症の発生状況により中止する場合があります。

施設名	12/28 (月)	12/29 (火)	12/30 (水)	12/31 (木)	1/1 (金)	1/2 (土)	1/3 (日)	1/4 (月)	備考
役場本庁・役場各出張所・水道事業所・町民センター	○	休	休	休	休	休	休	○	
教育センター・体育センター	○	休	休	休	休	休	休	○	
クリーンセンター(持込ゴミ)	○	○	8:30~12:00	休	休	休	休	○	年末は大変混み合いますので、早めの持込みをお願いします。
体育文化会館	○	休	休	休	休	休	○	○	
福祉健康センター	休	休	休	休	休	休	休	休	
町立温泉病院(通常外来)	○	休※	休※	休※	休※	休※	休※	○	※時間外・救急診療は受付していません。(但し、要問合せ)
道の駅なち 丹敷の湯	休	○	○	○	○	○	○	○	
道の駅なち 農産物直売所	○	○	○	○	休	休	休	○	

役場本庁舎をはじめとする町の公  
共施設の年末年始の閉庁期間は左  
記のとおりとなりますので、よ  
ろしくお願ひします。

役場等の公共施設における  
年末年始の閉庁について

## 納期限のお知らせ

税目	期別	納期限
固定資産税	第3期	令和2年12月25日(金)
国民健康保険税	第7期	
介護保険料	第9期	
後期高齢者医療保険料	第6期	

## 税務課からの お知らせ

【お問い合わせ先】

税務課収納係 ☎ 52-1095

## 納税には便利な口座振替をご利用ください

お申し込みは簡単です。申込用紙を送付しますので、役場税務課収納係までお電話ください。  
(但し、ゆうちょ銀行は直接銀行窓口で手続きをお願いします。)

～那智勝浦町では口座振替を推進しています～

# 那智勝浦町子育て世帯応援給付金について

【お問い合わせ先】  
 福祉課 児童係  
 ☎ (0735)52-2946

那智勝浦町では、国の「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象とならなかった児童・学生を養育する保護者への給付金の申請を受け付けております。

**申請期限は、令和2年12月31日まで（当日消印有効）です。**

申請が未だの方は、お早めに申請をお願いします。

## 対象者

次の①～④の児童・学生を養育する者（保護者）※基準日：令和2年6月1日

- ① 高校2～3年生世代の児童（高校等進学の有無は問いません。）
- ② ①以外的高校等に在学する学生
- ③ 大学等に在学する学生
- ④ 特例給付（児童手当の所得制限を超えており、児童手当を受けられない方への給付）の支給対象児童

## 給付額

- ①②④の児童・学生1人につき、1万円
- ③の学生1人につき、3万円

## 申請方法

申請書（福祉課児童係及び各出張所にあります。また、町ホームページからダウンロードもできます。）に必要事項を記載・押印のうえ、必要書類を添えて、福祉課児童係までご提出ください。

（郵送の場合は、〒649-5392 那智勝浦町役場福祉課児童係 宛て）



## 子育てイベントカレンダー（～1月）



問  
合  
せ  
先

★印の事業：地域子育て支援センター  
 ☎ (0735) 52-0224  
 その他の事業：子育て世代包括支援センター  
 ☎ (0735) 29-7215

目 程	事 業 名	場 所	時 間
12月2日(水)	★ワークショップ(要予約)	町民センター	①9:30～ ②10:30～
12月7日(月)	ベビーマッサージ教室(要予約)	福祉健康センター2階大会議室	13:30～開始
	プレママ ぱち講座(個別相談・要予約)	町民センター	ベビーマッサージ教室終了後
12月16日(水)	★ベビーママサロン①(要予約)	福祉健康センター2階大会議室	10:00～11:30
12月21日(月)	育児相談(要予約)	町民センター	13:30～開始
12月22日(火)	★ベビーママサロン②(要予約)	福祉健康センター2階大会議室	10:00～11:30
1月15日(金)	★ママヨガ(要予約) 対象者：産後4～9か月	福祉健康センター1階和室	10:00～11:30
1月18日(月)	ベビーマッサージ教室(要予約)	福祉健康センター2階大会議室	13:30～開始
	プレママ ぱち講座(個別相談・要予約)	町民センター	ベビーマッサージ教室終了後
1月20日(水)	育児相談(要予約)	町民センター	13:30～開始
	★ベビーママサロン①(要予約)	福祉健康センター2階大会議室	10:00～11:30
1月26日(火)	★ベビーママサロン②(要予約)	福祉健康センター2階大会議室	10:00～11:30



## 那智勝浦町子育て公式LINE配信中!

随時子育て事業情報等を更新しています。QRコードから、ぜひ友達登録を♪





人の和・信頼の輪・命の環

那智勝浦町立温泉病院

那智勝浦町大字

天満 1185 番地 4

☎ 0735-52-1055

http://onsenhsp.jp/

# いよしの音

温泉病院便り

## 医師の異動について

令和3年1月より次のとおり、医師が着任する予定です。

・内科  
新任 小池 医師

火曜日 第2診

変更前 松下 医師

変更後 木浦 医師

金曜日 第2診

変更前 木浦 医師

変更後 松下 医師

## 内科外来診療について

令和3年1月より次のとおり、診療医師が変更になる予定です。

・内科  
月曜日 第2診

変更前 切土 医師

変更後 小池 医師

水曜日 第3診

変更前 安江 医師 (月2回)

変更後 内科担当医 (月2~3回)

変更後 安江 医師 (月2回)

金曜日 第1診

変更前 板東 医師

変更後 板東 医師 (月2回)

変更後 小池 医師 (月2~3回)

## 整形外科外来診療について

令和3年2月より次のとおり、診療医師が変更になる予定です。

・整形外科

月曜日 午後 第2診

変更前 木浦 医師

変更後 休診

## 季節性インフルエンザ流行時期における診療について

発熱・咳などの症状のある患者さまは、発熱外来での診察をおこないます。

他の患者さまとの接触をできる限り避けるため、病状を伺った上で来院時間を調整し、お車でお越しの方には車中で待機していただくなどの対策を取らせていただく場合もありますので、ご来院の際にはできる限り事前にお電話でのご連絡をお願いします。

また、夜間は当直医・当直看護師の人員が限られており、他の救急患者さまの対応で診療が困難な場合があります。例えば前日から発熱が続いている場合など、夜まで我慢せず、日中に電話にてご相談ください。

## 職員の募集について

町立温泉病院では、現在次の職種を募集しています。採用条件・勤務条件・給与条件等、詳しくは事務局にお問い合わせください。

・会計年度任用職員  
募集職種…看護師、准看護師、ナースエイド、医師事務作業補助者

## ◆ 診療時間のお知らせ ◆ (12月1日現在)

診療科		月	火	水	木	金	受付	診療	
内科	午前	1診	山本	山本	谷口	山本	7:30~11:30	9:00~	
		2診	切土	上野山	切土	切土			谷口
		3診	中 暁洋	川村	※1	中 暁洋			上野山
	午後	1診	(禁煙外来)				7:30~15:00	13:30~	
		2診	(循環器医師)		(※2)				
		3診		(※3)	(※4)	(※2)			
生活習慣病・糖尿病センター		午前		(健診)	(健診)		(予約のみ)		
		午後	(※5)						
整形外科	午前	1診	中 紀文	北野	中 紀文	松下	7:30~11:30 木のみ~10:30	9:00~	
		2診	松下	(松下)	(木浦)	(中 紀文)			(木浦)
	午後	2診	(木浦)	(手術)	(検査)	(手術)	(検査)	(予約のみ)	
リハビリテーション科		午前	(吉岡)	(吉岡)	(リハ科医師)	(※6)	(リハ科医師)	7:30~11:30 9:00~	
眼科		午前		眼科医師			7:30~11:00	9:00~	
		午後					眼科医師	7:30~14:00 13:00~	

※1 安江 (月2回)・上野山・中暁洋 ※2 月2回 糖尿病内科 南條 (要予約) ※3 小児科予防接種 (要予約)  
 ※4 こどもこころの外来 (要予約) ※5 糖尿病内科 山本 (要予約) ※6 月2回 田島 (要予約)  
 ・ ( ) は予約診療です。ご希望の方は電話にてご相談ください。  
 ・ 診療時間は変更になる場合があります。最新のものは病院ホームページ (右記 QR コード参照) に掲載しています。



## お知らせ

役場各出張所でも本が借りられますので  
ご利用ください。

### 読み聞かせイベント

- ◆おはなし会：第2, 第4土曜日 10:00 ~  
12月… 12日、26日  
1月… 9日、23日
- ◆よちよちぶっく：毎月第2火曜日 10:00 ~  
12月… 8日  
1月… お休み



# 図書館 だより

那智勝浦町立図書館 ☎ 0735-52-5955

開館時間：9:00 ~ 17:30

12月休館日：月曜日、16(水)、年末年始27(日) ~ 1/5(火)

1月休館日：月曜日、12(火)、31(日)

URL： <http://nachikatsuura-lib.jp/>



「この本が読みたいんだけど…」

県立図書館の本を取り寄せる  
ことができます。



町立図書館にお探しの本がない  
ときは、県立図書館から取り寄せる  
ことができます。また、日数は  
かかりますが、リクエスト購入す  
ることもできます。お気軽にご相  
談ください。

## 好評開催中 企画展示



図書館では、季節やそのときどきの話題など、いろいろ  
なテーマで本の企画展示を行っています。

硬軟とり混ぜ、さまざまな切り口から図書館の本を紹介  
していますので、ぜひご覧ください。

## 一般図書

『長く楽しむ、子ども服』

今月の1冊

美濃羽まゆみ 著



子どもの成長にあわせ、育  
てていける服があればいいか  
もしれない。

この本では、ちょっとした  
仕掛けやひと手間で、長く、  
大切に着続けられるようなデ  
ザインを紹介しています。

※実物大型紙つき

その他の新着本

『ブルシット・ジョブ ークソどうでもいい仕事の理論』  
デヴィッド・グレーバー 著

『わかりやすい民藝』

高木崇雄 著

『戦後 75 年・手紙が語る戦争の記憶 戦争と郵便』

片山七三雄 著

『雑貨の終わり』

三品輝起 著

『独り居の日記』

メイ・サートン 著

## 児童図書

『はたらくるま  
まちのくるま』

今月の1冊

コヨセ ジュンジ さく



まちなかで だいかつや  
くする くるまたち。

にもつをはこんだり そう  
じをしたり ひをけしたり  
びょうきのひとをたすけたり  
すごいごとを たくさんし  
ているよ。

その他の新着本

『悩める女子の教室で偉人が人生を語り出した。』  
マシュー・サイド 著

『気象予報士が楽しく教える！  
雲と天気のおくばり自由研究』 金子大輔 著

『コツがわかる！ 小学生の体育図鑑』  
成美堂出版 編

『かいけつゾロリのレッドダイヤをさがせ!!』  
原ゆたか 著

『いろいろクリスマスツリー』  
おおでゆかこ 作

## 新着案内

その他の新着本は、図書館の  
ホームページをご覧ください。

## 集団検診（がん検診・特定健診）のお知らせ

【お問い合わせ先】  
福祉課健康対策係 ☎ (0735) 52-2934

自覚症状が現れにくい、そんな病気は少なくありません。  
だからこそ、定期的な健診と検診で健康状態をしっかりチェック。  
自分の体をしっかり知るのが、健康維持の第一歩です。

### 今後の検診予定表

【予約状況】 ○：余裕あり △：残りわずか

日程	申込締切	特定	胃	肺	大腸	乳	子宮	肝炎	歯科
1月16日(土) 受付時間 8:00~10:30	1/7(木)	△	△	○	○	△	△	○	○

### 検診会場 福祉健康センター

申込・お問い合わせ先 福祉課健康対策係  
☎ (0735) 52-2934

他の日程などの詳細は町ホームページで

#### 集団検診時の感染予防対策について

- ・ 時間予約制（こちらから来場時間を指定させていただきます）
- ・ 入口で検温、体調チェック
- ・ 定期的な換気、消毒
- ・ 受診者間の距離の確保 など

## マイナンバーカード関連手続きの休日開庁について

【お問い合わせ先】  
住民課戸籍住民係 ☎ (0735) 29-2003

マイナンバーカードの手続き増加に伴い、下記日程にて窓口業務を行います。  
平日日中役場へのご来庁が困難な方は、是非この機会をご利用ください。  
※窓口業務はマイナンバーカード関連手続きに限らせて頂きます。

開庁日時 令和2年12月13日(日) 9:00 ~ 12:00  
場 所 那智勝浦町役場1階住民課窓口  
取扱業務 マイナンバー関連手続き（申請、交付、更新、暗証番号設定等）



## 第18回 体育文化会館イルミネーションのお知らせ

冬の恒例イベントとなりました「体育文化会館イルミネーション」を開催いたしますので、ぜひご鑑賞ください。

◆開催期間：12月17日(木)～令和3年1月11日(月)

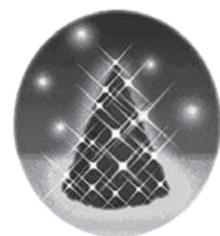
◆点灯時間：17時～22時

(12月24日・25日は、深夜0時まで点灯予定)

※ 新型コロナウイルス感染症の発生状況により変更する場合があります。

【お問い合わせ先】

那智勝浦町イルミネーション実行委員会〔役場観光企画課内〕 ☎ (0735) 52-2131



## 後期高齢者医療制度に加入されているみなさまへ

### 11月下旬から12月上旬にかけて ジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付しています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善には、ジェネリック医薬品の普及が重要です。この機会に、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

このお知らせは、現在処方を受けているお薬をジェネリック医薬品に切り替えると、お薬代がどれくらい軽減できるのかをお伝えするもので、ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。切り替えの参考としてご活用ください。

【対象の方】 ※すべての方にお送りしているものではありません。

1か月に14日以上のお薬を処方されていて、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方。

【ジェネリック医薬品とは】

先発医薬品（新薬）の特許が終了したあとに発売される、先発医薬品と同等の品質・有効性・安全性を持つと国から認められた医薬品です。開発費が抑えられるため、先発医薬品より低価格で提供され経済的です。

お薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。

ジェネリック医薬品への切り替えを希望される方は、かかりつけの医師又は薬剤師にご相談ください。

## 健康診査は受けられましたか？

後期高齢者医療に加入されている方は、年に1回健康診査を無料で受けることができます。

本年度の健康診査は令和3年2月末日まで受けることができます。糖尿病などの生活習慣病の早期発見・重症化予防のため、受診券をお持ちでまだ健康診査を受けていない方は、ご自身の健康状態をチェックしましょう。

### 健康診査

- 対象者 75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害があり、広域連合の認定を受けられた方
- 検査項目 問診、計測、診察、脂質、肝機能、尿、腎機能、代謝系
- 実施場所 受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関
- 費用 無料

### 歯科健康診査

- ※対象の方には5月末に受診券等を発送しています。
- 対象者 令和2年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の方
- 検査項目 問診、口腔内検査、口腔機能検査
- 実施場所 受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関
- 費用 無料

○受診券等の紛失やご不明な点があれば、下記までお問合せください。

※受診券の再発行は役場ではできませんので、直接下記までお問合せください。

〒640-8137  
和歌山市吹上2丁目1番22号  
和歌山県後期高齢者医療広域連合

☎ (073) 428 - 6688



## わかやま林業労働力確保支援センターが林業無料職業紹介事業を開始！

和歌山県では、林業への就業を希望される方と、担い手を求める林業事業者のマッチングを効率的に進めるため、わかやま林業労働力確保支援センターにおいて、**無料職業紹介事業**と「わかやま森の職業紹介ナビ」（ホームページ新規開設）を令和元年7月16日（火）からスタートしました。

- ◆ 林業無料職業紹介事業とは、林業に特化した職業紹介・あっせん業務を、わかやま林業労働力確保支援センターが厚生労働大臣の許可を得て実施するものです。
  - ◆ これに併せ、「わかやま森の職業紹介ナビ」のホームページが開設され、県内の林業事業者の仕事の内容や求人票の閲覧のほか、このホームページから求職申込みが可能となりました。
  - ◆ 林業事業者を熟知した窓口担当者が、わかやまの素敵な森の就業マッチングを実現いたします！
- ※ 各市町村のホームページから閲覧することができます。

### 【お問い合わせ先】

わかやま林業労働力確保支援センター 担当：橋本  
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬 1540-1  
TEL：0739-83-2022. FAX：0739-83-2565  
URL：https://wa-rc.jp/ 「わかやま森の職業紹介ナビ」

## 第10次那智勝浦町長期総合計画（素案）へのご意見を募集します

【お問い合わせ先】

観光企画課企画係 ☎ (0735) 29-2007

那智勝浦町では、令和3年度から令和7年度までの5年間のまちづくりの指針となる「第10次那智勝浦町長期総合計画」の策定を進めています。

このほど、「第10次那智勝浦町長期総合計画（素案）」がまとまりましたので、町民の皆様からのご意見を募集するパブリックコメントを実施します。

**応募・閲覧期間** 令和2年12月14日(月)～令和2年12月28日(月)

### 閲覧場所

役場観光企画課もしくは各出張所  
午前8時30分～午後5時まで（平日のみ）  
※町ホームページでもご覧いただけます

### 提出方法

意見提出用紙を上記閲覧場所もしくは町ホームページから入手いただき、必要事項を記入の上、観光企画課へ直接持参・郵送・メール・FAXのいずれかの方法でご提出ください（12月28日（月）必着）。  
※直接持参の場合は、午前8時30分～午後5時まで（平日のみ）

### ご意見の取り扱いと結果公表

提出いただいたご意見の概要及びこれに対する町の考え方を町ホームページで公表します。  
なお、提出いただいたご意見に対する個別の回答は行いませんので、ご了承ください。  
※ご意見いただいた皆様の個人情報は一切公表いたしません

### 提出・問い合わせ先

〒649-5392  
那智勝浦町役場観光企画課企画係 宛て  
☎ (0735) 29 - 2007  
FAX (0735) 52 - 3011  
メール uketsuke@town.nachikatsuura.lg.jp



「コロナ差別」をなくそう

色川中学校 一年 長澤 美和

今年は東京オリンピック、パリオリンピックがある二〇二〇年です。しかしみんなの期待を裏切るかのようにあるウイルスが日本にやってきました。それは新型コロナウイルスです。数多くの人が感染し、亡くなっています。オリンピックやパラリンピックもいまだに開催が危ぶまれています。

そんな中、コロナに感染することにより多くの差別がおこっています。コロナに感染したということがとても辛いのにその上差別されたらいたたまれなくなってしまう。

このような「コロナ差別」を防ぐにはどうすればよいのでしょうか？私は三つの方法を考えてみました。

一つ目は、自分から積極的に感染対策をすることです。差別は一人一人がコロナにならなかつたらおこりません。なので一人一人が自分から対策をとらなければいけません。例えば手洗い、うがいは念入りにすることや消毒をする、大人数で集まらないなどです。夏場はマスクをする

集まる所をつけて、人のいない所で少しはずして息を整えるなどの工夫をすれば乗り越えられると思います。このようなことを当たり前と感じて行えるようになったら感染者も差別も減るはず。

二つ目は、聞いたうわさを信じないことです。今、私の住んでいる地域でも色々うわさが飛んでいます。

「あそこで感染者が出た！」「あつちでも出た！」と本当かどうか分からないうわさを信じてしまうと不安になります。不安になるとだれかを疑って知らない間に差別をしてしまっているかもしれません。そんな時は、自分が納得しないかぎりうわさを信じないようにすればいいと思います。そしてもし感染してしまっただ人がいたとしてもその人だけのせいにしてしまわないように気をつけたいと思います。

三つ目は、物事を何もかもマイナスでとらえないで、お互い協力して差別を防ぐことです。「あの人がマスクしてない」とか「手洗いうがいしてない」などでできてないことばかり

り目を向けているとまた差別が生まれてしまいます。なので「マスクしてる人が多くなったな」「手を洗う習慣がついてきたな」と前向きに考えてみるとみんなががんばっていることがよく分かります。自分一人で気をつけているわけではありませんが、この世界の一人一人が気をつけているからこそ今があるのです。

つまり、みんなががんばれば差別は減らすことができるのです。たとえ今は苦しくてもこの三つの方法を実行すれば、きっと減ってくるはず。その地域、都道府県、国、世界でおこっている差別を少しずつでもなくしていける世の中になればいいと思います。

最後に、差別は必ずしもおこることと認識せずに協力すればなくせるものだと思えるようにしたいです。現在の「コロナ差別」もきっとなくせるはず。まずは「自分から」を合言葉にみんなで差別をなくせるようがんばりましょう。

人権標語  
中学生の部 入選作品

動きだそう  
誰かじゃなくて  
私から

那智中学校 2年 鎌田 桜舞

人権の詩  
中学生の部 入選作品

届け物

那智中学校 三年 浦賀 未唯奈

私が「ありがとう」を  
言おうと  
友達は笑ってくれた  
私が「ごめんね」と  
言おうと  
友達は許してくれた  
言葉は届け物だ  
言葉を出して  
相手に届けないと  
相手は自分の言葉を  
うけとれないし  
うけとりたくない  
だから自分の思いを  
声に出そう  
そして届けよう  
そうやって  
言葉の届け物を  
くり返すことで  
人と人はつながっていく

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に減少が見込まれる方で下記の要件に該当する場合、該当の税（料）について減免を受けることができます。

## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について

### 対象となる世帯

以下の1. 2. のいずれかに該当する世帯

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の（1）から（3）までのすべてに該当する世帯
  - （1）事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の3割以上であること
  - （2）前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
  - （3）減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※事業収入等とは…事業収入・不動産収入・山林収入又は給与収入のことをいいます。

### 対象となる保険税（料）

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来するもの

※加入の手続きが遅れたため、令和2年1月以前分の納期限が令和2年2月以降に設定されている場合は令和2年1月分以前は対象とはなりません。

### 減免額

- ・対象となる世帯1. に該当・・・全額免除
- ・対象となる世帯2. に該当・・・別途算定します

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず対象保険税（料）額の全部が免除となります。

## 介護保険料について

### 対象となる世帯

以下の1. 2. のいずれかに該当する第1号被保険者

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の（1）と（2）に該当する方
  - （1）事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の3割以上であること
  - （2）減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※事業収入等とは…事業収入・不動産収入・山林収入又は給与収入のことをいいます。

### 対象となる保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来するもの

※加入の手続きが遅れたため、令和2年1月以前分の納期限が令和2年2月以降に設定されている場合は令和2年1月分以前は対象とはなりません。

### 減免額

- ・対象となる世帯1. に該当・・・全額免除
- ・対象となる世帯2. に該当・・・別途算定します

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず対象保険料額の全部が免除となります。

問い合わせ先：役場税務課 課税係 ☎ (0735) 52-1094

# 新型コロナウイルスの影響を受けた中小事業者等の所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税の軽減について

新型コロナウイルス感染症およびその感染拡大防止のための措置の影響により、事業収入が減少している中小事業者等（※1）に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額を軽減します。

## 要件及び軽減割合

次の要件を満たす中小事業者等について、次の表に掲げる割合を軽減します。

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入	軽減割合
前年の同期間と比べて30%以上50%未満減少	2分の1
前年の同期間と比べて50%以上減少	全額

※1 中小事業者等とは

個人の場合：常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

法人の場合：資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人

資本または出資を有しない場合、従業員の数が1,000人以下

**申告には事前に認定経営革新等支援機関等（※2）の確認を受ける必要があります。**

※2 「認定経営革新等支援機関等」とは、国の認定を受けている税理士や金融機関、商工会などです。

## 申告に必要な書類

認定経営革新等支援機関に →  
ついて（中小企業庁 HP）



1. 認定経営革新等支援機関等の確認印が押印された軽減申告書（原本）
2. 収入減を証する書類  
（会計帳簿や青色申告決算書の写しなど）
3. 特例対象家屋の事業用割合を示す書類  
（青色申告決算書や収支内訳書の写しなど）
4. その他（場合によって提出が必要となる書類）  
（収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類）

上記2. 3. 4の書類は認定経営革新等支援機関等に提出した書類と同じもの（コピー可）で構いません。

## 申告受付期間

申告の受付期間は令和3年1月4日から令和3年1月末日までを予定しています。

## お問い合わせ先

役場税務課 課税係 ☎（0735）52-1094 までお問い合わせください。



## 勝浦認定こども園幼年消防クラブ による防火パレードが行われました

秋の全国火災予防運動週間にあわせ11月10日(火)に勝浦認定こども園幼年消防クラブを始め、消防団・消防本部も参加し恒例の「防火パレード」が行われました。



役場玄関前での出発式で、園児たちは、堀町長や下地消防団長らからまといを受け取り、バスターミナルまで、鼓笛隊による演奏をしながらパレードを行い、町民のみなさんへ火災予防を呼び掛けました。



## 和歌山県防災航空隊との合同訓練を 開催しました。



10月14日に那智高原公園で、和歌山県防災航空隊との合同訓練を開催しました。この訓練は、山林火災事案を想定し、防災ヘリの空中消火や小型動力ポンプを使用した放水訓練を行いました。今後も訓練を重ね、更なる連携強化を図っていきます。

## 戦後七十五年那智勝浦町戦没者・ 戦災死者追悼式を行いました

終戦から数えて75年という節目の年に改めて戦没者・戦災死者を追悼し永遠の平和を祈念することを目的に、戦後七十五年那智勝浦町戦没者・戦災死者追悼式が10月13日(火)に体育文化会館で行われました。各地区合同での追悼式は5年に1度、町主催で開催されており、78名の参列者が御霊を悼んでおりました。前回は200名以上が参列されましたが、今回は新型コロナウイルス感染防止のため規模を縮小して行いました。参列者の方々は黙とうをささげて献花をし、犠牲者の冥福を祈り平和の尊さを胸に刻み付けている面持ちでした。



有料広告欄

## トルコ イズミル県における地震被害に対する 災害義援金の募集について

令和2年10月30日に発生したトルコ西部イズミル県南部のエーゲ海を震源地とする地震を受けて、日本とトルコの友好の原点である和歌山から被災者を支援するため、和歌山県及び串本町が主体となり、県内全30市町村で義援金の募集を行います。

那智勝浦町では下記の通り募金箱を設置し義援金を募りますので、ご協力よろしくお願いいたします。

受付期間 令和2年11月11日から当分の間  
募金箱設置場所 役場本庁、役場各出張所、町立温泉病院  
お問い合わせ先 総務課 ☎(0735) 52-0555